

第 35 号
2014.11.16

人権救済基金運営委員会

きっとある あなたを支える 法と智恵

京都弁護士会

〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

<http://www.kyotoben.or.jp>

人権救済基金ニュース

援助の申込み、お待ちしております

人権救済基金運営委員会 委員長 石地春樹

皆さんは、京都弁護士会の「人権救済基金」をご存知でしょうか。この制度は、実は20年以上も前に設立された法律援助制度で、全て寄付によって成り立っています。現在までに援助してきた事件数は60を超え、最近ではアスベスト関連疾患に関する国家賠償請求事件、原発運転差止請求事件、原発事故による損害賠償請求事件、朝鮮学校に対するヘイトスピーチ事件など、社会的に注目を集めた事件にも援助を行ってきました。

今更申し上げるまでもありませんが、裁判を受ける権利は憲法で保障されています。しかし、実際に裁判を起こそうとなれば少なからず費用がかかります。そして、裁判のための費用がないという方のために、今日では日本司法支援センター（法テラス）の法律扶助という制度があります。

しかし、誰でも法テラスを利用できるというわけではありません。収入等が一定額以下であることや、勝訴の可能性が援助の要件とされており、これを満たさなければ利用することはできません。また、被害者の方が多数存在する消費者事件などでは、それぞれの方に個別に法テ

ラスの利用を求めるといのは現実的ではありません（実際、そのような事件で法テラスはあまり利用されていないと思います）。

そんな時は、ぜひ「人権救済基金」を利用して下さい。基金は資力や勝訴の可能性を問題とすることなく、公益事件（高齢者や子ども、身体障害者、外国人などの人権に関する問題や、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題など、人権保障が未だ十分でない状態にある人権問題で、その解決が公益的意義を有する事件）を対象に、弁護士費用、実費、相談・調査・資料収集・講演・出版物の刊行などにかかる費用として、最大80万円まで援助することができます。

年々、社会問題は複雑化し、基金を活用いただける場面は増えていると思います。皆様には、この基金ニュースを通じて、まずその存在を知って頂き、そして費用に困った時には、ぜひ積極的にご活用頂ければと思っております。また、基金は全て寄付によって成り立っておりますので、基金の利用と共に、1人でも多くの方に今後ご支援を頂きたくお願い申し上げます。

福知山花火大会爆発事故における被害者支援

弁護士 新井 玲 央 奈

1 事件の概要

平成25年8月15日に開催された「第72回ドッコイセ福知山花火大会」にベビーカステラの屋台等を出店した被告人が、発電機にガソリン携行缶内のガソリンを給油しようとしたところ、長時間炎天下に放置された上、発電機の排気口から高温の排気ガスが吹きつけられたことにより、携行缶が膨張していました。しかし被告人は、ガソリンの給油を急ぐあまり、漫然と携行缶の給油口の蓋を開けた過失により携行缶内のガソリンを一気に噴出させ、噴出したガソリンの飛沫を周囲にいた多数の花火見物客にかけるとともに、屋台の火気を引火させて爆発燃焼させ、起訴状上、3名を死亡させ、48名に傷害を負わせるという甚大な被害を生じさせた事件です。

被害者は、京都府内のみならず、愛知県、奈良県、大阪府等広範囲に及んでいました。

また、傷害の程度が、Ⅰ度～Ⅲ度の重症度区分のうちⅢ度（皮下組織に到達する深度）に至る被害者、体表面積の50%以上を火傷した被害者、長期間の入院を余儀なくされた被害者も相当数いました。

花火大会で起きた事故という性質上、子どもが被害に遭ったり、家族がまとまって被害に遭ったケースが多いのも本件の特徴です。

2 電話無料相談の実施

被告人に対して厳重な刑事処分を求めることはもちろんですが、被害者らは、当面の治療費や生活費について大きな不安を抱えていることが予想されました。

そこで、被害者らの状況や意向を具体的に把握し、現時点で出来る限りの支援をすべく、平成25年8月28日から同年9月6日まで各日午後1時から午後4時の間、電話無料法律相談を実施し、のべ12件の電話相談を受けました。

電話相談では、重篤な被害を訴える相談も少なくなく、苛酷な被害状況と、被害救済が

全く進んでいない現実を目の当たりにしました。

被害者本人やそのご家族・ご遺族は、治療以外はほとんど放置されていると言っても過言ではない状況で、事故のショックから立ち直れず、あるいは治療や生活の不安という目の前の問題に翻弄され、今後のことなど考える余裕もないような状況でした。

具体的には、治療費は、医療機関が請求を保留していましたが、その時点での治療費及び将来の治療費の負担を免れる保証はなく、被害者は強い不安を感じていました。

また、怪我で仕事ができず収入を失った被害者もいました。

今後、皮膚移植手術の必要がある方、重度の後遺症が懸念される方、PTSDなど精神的な被害が懸念される方などもいました。

他方で、被告人自身も負傷し治療中であったことから、逮捕はおろか事情聴取も進んでいない状況であるとともに、被害の程度から考えて、その賠償能力には相当な不安がありました。

また、花火大会実行委員会を構成する福知山商工会議所は、一定の見舞金の支給を決めたものの、主催者として積極的に法的責任を認めたわけではなく、実行委員会などが加入していた保険が適用されるか否かも不透明な状況が続いていました。

そのような中で、今後始まるであろう被告人に対する刑事裁判や、賠償を受ける為に解決しなければならない法的問題について、弁護士による支援が必要であると判断しました。

そこで、当会所属の弁護士からなる弁護士団を結成し、平成25年9月9日、記者発表を行いました。

弁護士団結成後被害者らから連絡があり、病院や遠方の居住地まで赴いての面談も実施しました。

順次委任を受け、刑事判決時点では、8家

族15名からの委任を受けるに至りました。
また、弁護団員は、順次追加し、17名となりました。

3 起訴～起訴後の活動

平成25年10月24日、業務上過失致死傷罪で起訴されました。

5回の公判が開かれ、被害者らは、被害者参加や心情の意見陳述など、可能な限り手続に参加しました。また、弁護団の弁護士も、被害者参加弁護士として刑事裁判に関与しました。

ただ、精神的な問題等から、被害者参加しながらも実際に法廷には来られない被害者もいらっしゃり、被害の深刻さを物語っていました。

4 判決

平成26年3月27日、年数としては法定刑の上限である禁錮5年（求刑：禁錮5年）の判決が下され、一審で確定となりました。

5 本件と人権救済基金

本件は、十分な賠償がなされるか否か不透明な段階で受任する必要がある事案でした。被害者の中には、犯罪被害者援助制度や国

選被害者参加弁護士制度等の援助制度を利用できる方もいましたが、資力要件を満たさず、利用できない方もいました。

ただ、資力要件を満たさないからといって自己負担をお願いすれば、治療費や生活の不安等から依頼を躊躇し、被害回復が図れない被害者が多数出ることが懸念されました。

そこで、弁護団は人権救済を重視し、援助制度を利用できない方には活動実費として少額の負担のみを求めるに留めました。

他方で、弁護団としては、福知山市まで赴いての活動、遠方の被害者との面談、膨大な刑事記録の謄写費用等、一定の出費は避けられません。

そのような中で、比較的早い段階で人権救済基金からの援助を受けられたことで、被害者らには極力負担を掛けず、弁護団として必要かつ十分な活動を行うことが可能となりました。

今後も、十分な人権擁護活動ができるよう、人権救済基金による支援を続けていただくことを強く望みます。

被害者らの中には現在も治療中の方が多数いらっしゃり、弁護団としては、引き続き活動を継続していきます。

以上



【左：朝日新聞 平成25年8月23日朝刊】

【右：朝日新聞 平成25年12月20日朝刊】

【中央：産経新聞 平成25年9月10日朝刊】

* これまでに基金で援助した事件 *

	事件名
1993年	恩給受給地位確認等請求事件
	豊田商事事件国家賠償請求事件
1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件
	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件
	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
	家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告）
	医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
	ヤコブ病損害賠償請求事件
	桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
	日栄不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
	レンタルハウス被害者救済事件
	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件
	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
	中国残留孤児国家賠償請求事件
	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件
	洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件
	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
	船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件
	②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
	嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件
	入学金返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件
	①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件
	②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他
	外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件
	国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）

次ページへ続く

前ページからの続き

	事件名
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産）
	地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）
	発達障害者の窃盗被告事件
	損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患）
	水族館施設設置許可取消請求事件
2012年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
2013年	大飯原発運転差止等請求事件
	損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故）
	損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）
2014年	カネボウ白斑被害損害賠償事件

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。
2014年9月末時点での援助件数は、63件です。

＝2013年度人権救済基金報告＝

収入の部

科 目	‘13年度予算額	13年度決算額
1 会員寄附金	900,000	963,000
2 会員外寄附金	300,000	119,000
3 償還金	0	0
4 受取利息	2,000	1,851
5 雑収入	250,000	273,108
当期収入合計(A)	1,452,000	1,356,959
前年度繰越金	10,542,943	10,542,943
収入合計(B)	11,994,943	11,899,902

支出の部

科 目	‘13年度予算額	‘13年度決算額
援助金	3,500,000	2,400,000
活動費	900,000	611,744
雑費	10,000	3,520
予備費	7,584,943	0
当期支出合計(C)	11,994,943	3,015,264
当期収支差額(A-C)	△10,542,943	△1,658,305
次期繰越収支差額(B-C)	0	8,884,638

人権救済基金Q&A

Q 人権救済基金とは、どのようなものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの他に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があります、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくても、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

Q 今まで、どのような事件が対象になっていますか。

A 詳しくは、4頁の「これまでに基金で援助した事件」のとおりですが、これまでに、豊田商事の国家賠償請求事件、外国人の未払い賃金請求事件、一条山開発処分取消請求事件、認知がなされると児童扶養手当の資格が失われるとの処分の取消請求事件、聴覚障害者に対する刑事事件、中国人強制連行・強制労働損害賠償請求事件、レンタルハウス被害者救済事件、学生無年金裁判事件などがあります。

Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

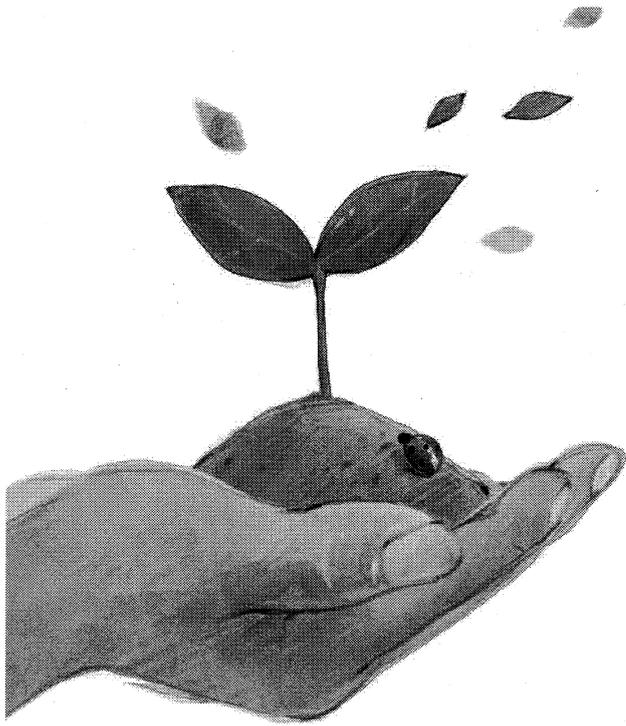
この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

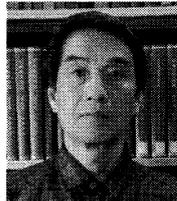
A 2013年度末で、約888万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしく願いいたします。



講演

艱難辛苦の91年

～京都府立植物園が市民生活の中で果たしてきた役割～

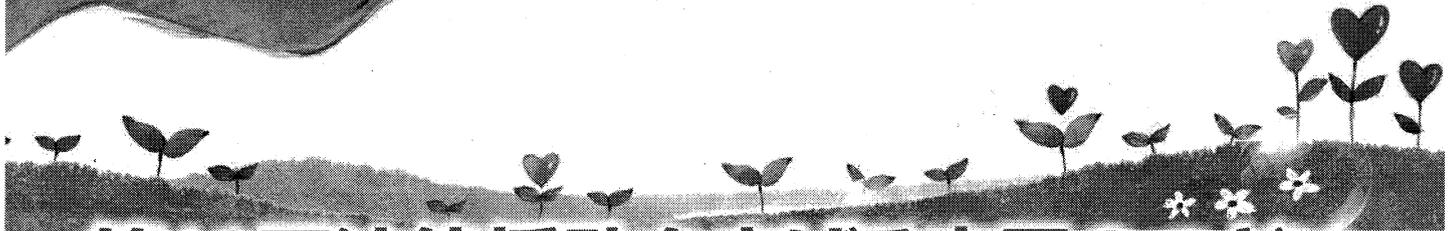


松谷 茂

京都府立大学客員教授
京都府立植物園名誉園長

〈プロフィール〉

京都市生まれ。京都大学大学院農学研究科修士課程修了。1975年に京都府庁へ入庁し、1995年から京都府立植物園に配属。2006年から2010年まで園長を務め、定年退職後は京都府立大学大学院生命環境科学研究科客員教授、京都府立植物園名誉園長として現在に至る。著書に「打つ出る 京都府立植物園 幾多の困難乗り越えて」(2011年 淡交社)など



第19回法律援助を広げる市民のつどい

～市民の裁判を受ける権利を守るために～

●ミニコンサート

デュオ・ユットラ



小林 由美子 & 吹上 晴彦

■主な演目「赤い靴のタンゴ」「リンゴ追分」ほか

〈プロフィール〉

デュオ 小林由美子(ユット)と吹上晴彦(トラ)は各々、ソロ・アンサンブル活動を経て、2008年結成。ハーモニカをこよなく愛する日本ハーモニカ賞受賞の2人、オリジナルティ高いユニットはこれまで全国約85ステージで演奏。

小林由美子

幼少より父・故小林忠夫から手ほどきを受ける。大阪音楽大学打楽器科卒。現在、幼稚園・保育園指導や編曲、大阪音楽大学付属音楽院ほかるカレッジ教室でハーモニカ指導を行う。ハモニカ西宮音楽教室を主宰、関西ハーモニカ連盟研習部長。

吹上晴彦

1957年頃より京都の陸山孝太郎に師事、同氏逝去後、故小林忠夫に師事。第4回西日本ハーモニカコンテストソロ部門1位、第4回アジア太平洋コンテスト銀賞等受賞歴多数。現在、京阪神で指導を行う。関西ハーモニカ連盟理事長。



●人権救済基金の説明と事例報告

■日時

2015年 1月24日(土)
(平成27年)

午後1時30分から午後4時(開場午後1時)

■会場

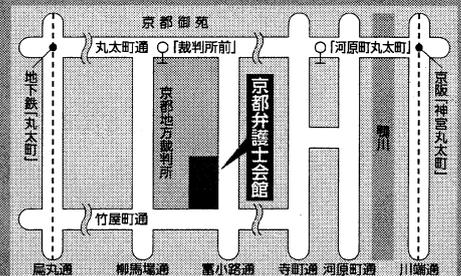
京都弁護士会館 地階大ホール

京都市中京区富小路通丸太町下ル

先着順・入場無料

主催/京都弁護士会

後援/京都府・京都市・京都地方法務局・京都府社会福祉協議会・京都市社会福祉協議会・京都新聞・KBS京都・日本司法支援センター京都地方事務所



①地下鉄「丸太町」駅から徒歩7分 ②バス停「裁判所前」から徒歩1分
③京阪「神宮丸太町」駅から徒歩12分 ④バス停「河原町丸太町」から徒歩8分

駐車場・駐輪場がありませんので、公共交通機関をご利用下さい

きっとある あなたを支える 法と智恵



京都弁護士会

TEL 075-231-2378

詳しくはホームページをご覧ください

京都弁護士会

検索





「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！
QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークにご登録ください。

